埼葛斎場組合パートタイム会計年度任用職員の勤務条件等について

１．任用期間

令和７年６月１日から令和８年３月３１日まで

２．勤務日及び勤務時間

■ 勤 務 日

友引日を除くシフト制で、月１４日勤務（一週間あたりの勤務日数３.３日）

土曜日、日曜日及び祝日も勤務があります 。(1/1～1/3 を除く。)

■ 勤務時間

午前８時３０分から午後５時１５分（休憩時間を除く。）

※休憩時間は 60 分となります。

３．職務内容・勤務場所

■ 職務内容

一般事務（電話・窓口対応、データ入力、書類作成その他補助的事務）

■ 勤務場所

春日部市内牧１４３１番地　埼葛斎場組合斎場　事務局

４．応募資格

年齢不問

高校卒業程度以上の学力を有する人

※ただし、次のいずれかに該当する人は申し込みできません。

・日本国籍を有しない人

・地方公務員法第１６条の欠格条項に該当する人

５．給 与

■ 報酬額

時間額　1,１０６円　※令和７年２月現在額（参考）

※ 常勤職員の給与改定等に伴い、任用期間内において増額または減額となる場合があります。

■ 手当等…費用弁償、期末・勤勉手当、超過勤務手当等が支給されます。

※ 費用弁償は交通機関の運賃又は通勤距離に応じて支給します。ただし、徒歩通勤又は勤務地までの距離が２㎞未満の場合は対象外です。

※ 期末・勤勉手当は年２回（６、１２月)、それぞれ時間額×月の平均勤務日数×１日の勤務時間×支給月数※×期間率により算出された額を支給予定です。

※支給月数は常勤職員の給与改定等に伴い、変動します。

（参考：令和７年２月現在 2.25 月）

■ 支払方法…毎月月末締め翌月の２１日に指定口座へ振り込みます。

６．社会保険

共済組合（短期給付、福祉事業)、厚生年金及び雇用保険に加入していただきます。

７．災害補償

通勤又は公務上の理由による負傷や疾病等に対して、災害補償の対象となる場合があります。

８．年次有給休暇

年１１日

９．その他有給休暇

夏季休暇、忌引休暇、裁判員休暇、危険回避休暇等

１０．公務員としての遵守事項

会計年度任用職員も、埼葛斎場組合職員と同様に地方公務員法が適用され、次の義務等が課せられます。

これらに違反すると、懲戒処分の対象となる場合があります。

① 服務の根本基準 ～全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない～（地方公務員法第３０条）

② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第３２条）

③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第３３条）

④ 秘密を守る義務（地方公務員法第３４条）
⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第３５条）
⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第３６条）
⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第３７条）

１１．その他の注意事項

・ 勤務時間中は、貸与した名札を必ず着用してください。
・ 市民の皆様に不快な思いをさせない服装を心掛けてください。
・ 斎場内は、職員の自動車の駐車を禁止していますので、通勤で自動車を使用する場合は、個人で駐車場を確保してください。
・ 通勤や仕事中は、事故の無いよう十分に注意するとともに、万一事故にあった場合には、速やかに所属長へ報告するようお願いします。

－お問い合わせ先－
埼葛斎場組合　事務局
管理担当 森田
TEL048-752-1531